

令和4年8月16日

令和4年 第2回
組合議会（定例会）会議録

令和4年8月16日（火）南河内環境事業組合議会第2回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	山	田	強
2	番	議	員	堀	川	和彦
3	番	議	員	浦	山	宣之
4	番	議	員	丹	羽	実
5	番	議	員	土	井	昭
6	番	議	員	久	山	佳世子
7	番	議	員	松	井	康祐
8	番	議	員	南	方	泉
9	番	議	員	伊	東	寛光
10	番	議	員	辰	巳	真司
11	番	議	員	草	尾	勝司
12	番	議	員	吉	年	千寿子
13	番	議	員	中	川	博
14	番	議	員	藤	浦	稔

説明のための出席者は、次のとおりである。

管 理 者	富 田 林 市 長	吉 村 善 美
副 管 理 者	河 内 長 野 市 長	島 田 智 明
副 管 理 者	大 阪 狭 山 市 長	古 川 照 人
副 管 理 者	河 南 町 長	森 田 昌 吾
副 管 理 者	太 子 町 長	田 中 祐 二
副 管 理 者	千 早 赤 阪 村 長	南 本 斎
副 管 理 者 副 市 長	富 田 林 市 副 市 長	置 田 保 巳
監 査 委 員		遠 藤 忍

事務局	事務局長	西尾順治
事務局	事務局理事兼総務企画課長（会計管理者）	
		浅川浩
事務局	総務企画課長代理	辻彰
書記	総務企画係長	石橋尚人

議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号
組合議会議員の異動について
- 日程第4 選挙第1号
組合議会議長の選挙について
- 日程第5 報告第2号
令和3年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第6 承認第1号
南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第7 承認第2号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第8 議案第3号
令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号
南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結について

日程第10 監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

(令和3年度 1月・2月・3月・4月・5月分)

(令和4年度 4月・5月・6月分)

日程第11 認定第1号

令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について

日程第12 同意案第2号

南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

(開会 午後 2 時 4 0 分)

副議長 (山田 強)

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様にはご多用のおり、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事進行ですが、ただいま議長が不在でございますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定に基づき、私、副議長の山田が議長の職務を行います。議長が決まるまでの間、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 4 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

それでは、まず、議事に入ります前に、管理者よりごあいさつをいただきます。

吉村 管理者。

管理者 (吉村 善美)

それでは、開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、令和 4 年第 2 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの第 7 波が到来している状況のなかではございますが、組合といたしましては、ごみ処理、し尿処理は 1 日たりとも止めることのできない事業でございますので、基本的な感染症対策を施したうえで、この事業を適切に行うことにより、住民の皆様方に安心していただけるよう、万全を期して参りますので、議員の皆様方におかれましては、今後ともご指導いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今議会にご提案を申し上げます案件でございますが、報告案件が 2 件、条例改正の専決処分案件が 2 件、令和 4 年度補正予算が 1 件、契約議案が 1 件、監査報告が 1 件、令和 3 年度決算の認定が 1 件、監査委員の選

任同意案が1件の計9件でございます。

各案件につきましては、のちほど提案説明を申し上げますので、よろしくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

副議長（山田強）

ありがとうございました。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

辰巳委員長。

議会運営委員長（辰巳真司）

さきほど開催されました議会運営委員会におきまして、第2回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3報告第1号から、日程第12同意案第2号までの10件でございます。なお、日程第6から日程第7は一括議題でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

副議長（山田強）

これをもって、議会運営委員長の報告を終結いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は、会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。7番議席の松井康祐議員、8番議席の南方泉議員の両議員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 3、報告第 1 号、組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

ただいま、上程されました報告第 1 号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書 1 頁をお願いいたします。

まず、富田林市選出議員の異動でございます。

本年 5 月 19 日の市議会臨時会におきまして、新たに、吉年千寿子議員が就任されております。

次に、河内長野市選出議員の異動でございます。本年 5 月 19 日の市議会臨時会におきまして、堀川和彦議員、浦山宣之議員、丹羽実議員、土井昭議員が新たに就任をされております。

それぞれのご住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝いたしますとともに、新たに就任をされました方々におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げまして、ここに異動のありましたことを、ご報告申し上げます。

副議長（山田強）

ただいまの組合議会議員の異動につきましては、組合規約第 6 条第 3 項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、会議規則第 4 条の規定に基づき、私のほうで決め

させていただきます。

2 番議席に堀川和彦議員、3 番議席に浦山宣之議員、4 番議席に丹羽実議員、5 番議席に土井昭議員、12 番議席に吉年千寿子議員、以上のとおりといたします。

次に、日程第4、選挙第1号、組合議会議長の選挙についてを議題といたします。

その選出方法として、いかが取り計らいましょうか。

辰巳議員。

10 番議員（辰巳真司）

指名推選での選出をお願いいたします。

副議長（山田強）

お諮りいたします。ただいま辰巳議員より発言がございましたように、指名推選で議長を選出することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。南河内環境事業組合議会議長に堀川和彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました堀川和彦議員を組合議会議

長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、堀川和彦議員が組合議会議長に当選されました。

当選されました堀川和彦議員が議場におられますので、組合議会会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、堀川議員より議長就任のごあいさつを承ります。

堀川議長。

議長（堀川和彦）

着座で失礼いたします。ただいま議員の皆様からのご推挙いただきまして、議長職をお預かりすることになりました堀川和彦でございます。議員の皆様には深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。さて、本組合におきましては、ごみ処理、し尿処理の安定的な運営が重要な業務でございます。これからも住民サービスの向上にしっかりと努めて参りますので、よろしくお願いいたします。管理者始め理事者の皆様方のご協力を得て、組合の発展と円滑な議会運営を行っていく所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（山田強）

それでは、堀川議長と交代いたします。不慣れな議事運営にもかかわりませず、皆様方のご協力を賜りまして本当にありがとうございました。

議長（堀川和彦）

それでは、改めまして、円滑な議事運営に努めてまいりますので、皆様方

のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を進めてまいります。日程第5、報告第2号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題とします。

提案の理由を求めます。

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

ただいま上程されました、報告第2号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告についてをご説明を申し上げます。

議案書3頁をお願いいたします。

本件は、令和元年度から3か年の継続事業として施工してまいりました第2清掃工場基幹的設備改良事業、並びに令和2年度から2か年の継続事業として施工してまいりました資源再生センター基幹的設備改良事業が令和3年度で完了し、両事業に係る継続費精算報告書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書4頁、5頁をお願いいたします。

継続費精算報告書でございますが、説明につきましては、それぞれ事業の計の欄のご説明とさせていただきたいと存じます。まず、表の上段の第2清掃工場基幹的設備改良事業の3か年の計、全体計画は、総額25億1,130万円で、財源といたしましては、国府支出金9億8,113万円、地方債12億9,460万円、その他2億3,557万円を充当いたしております。その右、実績につきましては、全体計画の額と同額で、比較につきましては、ご覧のとおりでございます。また、その下、資源再生センター基幹的設備改良事業の2か年の計、全体計画は、総額8億7,220万1千円で、財源といたしましては、国府支出金2億8,075万6千円、地方債5億2,760万円、その他6,384万5千円を充当いたしております。その右、実績につきましては、全体計画の額と同額で、比較につきましては、ご覧のとおりでございます。以上につきまして、地方自治法施行令第145条第2

項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（質疑なし。）

ないようでございますので、本件についてはこれをもって終結いたします。それでは、報告第2号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告についてはご了承願います。

次に、日程第6、承認第1号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第7、承認第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び承認第2号は一括議題といたします。

提案の理由を求めます。

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

ただいま一括上程されました2件の案件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

はじめに、議案書6頁をお願いいたします。承認第1号、南河内環境事業

組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについての提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、令和3年8月10日に人事院により国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示され、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が講じられましたことから、管理市であります富田林市におかれましては、本年3月市議会におきまして関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合においても所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第2条及び第19条では、非常勤職員に係る育児休業等の取得要件を緩和するもので、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止いたします。

次に、第23条及び第24条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、対象者に対して、育児休業制度等の周知、育児休業の取得意向の確認及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を義務づけるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することを規定しております。

承認第1号は以上でございます。

引き続きまして、議案書8頁をお願いいたします。

承認第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由、並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与関係法が改正されたことを受け、管理市であります富田林市におかれましては国に準拠し、令和4年3月市議会において関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月30日付で専決処分させ

ていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、本日ここにご報告を申し上げ、ご承認を求めるものでございます。その内容でございますが、議案書9頁をお願いいたします。

内容といたしましては、一般職の職員について、令和4年6月及び12月支給の期末手当の支給割合を現行の1.275か月分から0.075か月分引き下げ1.2か月分に改め、年間支給割合を2.4か月分とするものでございます。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は4.3か月分となります。また、再任用職員についてでございますが、令和4年6月及び12月支給の期末手当の支給割合を現行の0.725か月分から0.05か月分引き下げ0.675か月分に改め、年間支給割合を1.35か月分とするものでございます。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合は2.25か月分となります。

なお、附則といたしまして、第1条において、この条例は公布の日から施行することを規定しております。

次に、第2条において、令和3年12月に支給した期末手当の額と当初人事院勧告に基づき引き下げを予定していた支給割合で算定した期末手当の額の差額を、特例措置として令和4年6月支給の期末手当から減額することを規定するものでございます。

今回の期末手当を減額する特例措置の対象は、令和3年12月の期末手当を支給した職員となります。

承認第2号は以上でございます。

以上、一括提案いたしました2件の案件につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

(質疑なし。)

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、これから1件ずつ討論と採決を行います。まず、承認第1号について討論に入ります。

(討論なし。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号についての討論に入ります。

(討論なし。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議案第3号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長（西尾順治）

ただいま上程されました議案第3号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書11頁をお願いいたします。

提案の理由でございますが、本年4月1日付人事異動に伴います職員人件費等について補正をお願いするものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,251万円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出をご説明させていただきます。議案書の18頁、19頁をお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございますが、まず、上の表、款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費343万6千円の増額は、事務局、総務企画課職員人件費といたしまして、一般職員給料140万7千円、職員手当等123万円、共済費79万9千円の増でございます。

また、目5. 環境啓発費におきまして、火災爆発事故防止のためのリチウムイオン電池等の原因物質の分別等について、住民の方々への周知のため、配布用印刷物、並びに収集車等への貼付用マグネットステッカーの印刷物代

金などを計上させていただいております。

下の表でございますが、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費、目 1. 第 1 清掃工場業務管理費 9 万 8 千円の増額は、第 1 清掃工場職員人件費として、会計年度任用職員報酬 7 万 7 千円増、一般職員給料 4 万 9 千円増、職員手当等 2 万 3 千円減、共済費 2 万 1 千円増、及び会計年度任用職員費用弁償 3 万 4 千円の増でございます。

議案書 20 頁、21 頁をお願いいたします。

上の表、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費 1 万 5 千 6 百円の減額は、第 2 清掃工場職員人件費として、一般職員給料 4 万 3 千円減、職員手当等 1 万 2 千 6 百円減、共済費 2 万 3 千円減でございます。

次に下の表、款 3. 衛生費、項 2. し尿処理費、目 1. 資源再生センター業務管理費 3 万 4 千 6 百円の減額は、資源再生センター職員人件費として、職員手当等 4 万 1 千 1 百円減、共済費 6 万 5 千円増でございます。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。

議案書、頁戻っていただきまして、16 頁、17 頁をお願いいたします。

今回の補正に要します財源といたしましては、款 6、項 1、目 1. 繰越金におきまして、補正額 4 万 7 千 3 百円、前年度繰越金の計上によるものでございます。

なお、22 頁から 31 頁は、給与費明細書となっております。恐れ入りますが、ご覧をいただきまして説明は省略をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

中川博議員。

1 3 番議員（中川博）

18頁、19頁なのですけれども、歳出のところですが、環境啓発費の需用費、153万1千円のところなのですけれども、火災爆発事故防止啓発印刷物というところ、さきほどの全員協議会のところでご説明いただいたのですけれども、第1清掃工場粗大ごみ処理施設の爆発事故、また前回と同じ施設の大きな爆発事故を受けての、事故防止の啓発だと思えるのですけれども、さきほどいただいた資料を読み込みましたら、初め組合のほうでなんとか対策を考えられていたのですけれども、これを見ましたら組合での対策はほぼ限られてしまうのではないかなと思います。そのなかでさきほどもありましたように、別紙1のところ、リチウムイオン電池、ガスボンベ等がパッカー車により搬入されているという現実ですね、そうなりましたら、どのように事故防止の啓発をするかということが非常に大事だと考えられます。そのうえで、わたくしどもの自治体のほうで、担当者のほうにどのように対応するのか聞きましたら、9月度の広報誌において、このような部分は住民に指導・徹底したいという回答を得ましたけれども、実際わたくしもこのごみシールに同封されているごみの出し方を見させていただきますと、確かにそのような注意事項が書いております。例えば、ガスボンベは粗大ごみに出さないとか、またリチウムイオン電池等も拠点回収、役場のほうで回収ということで、そういうようなことは書かれておりましたけれども、住民のなかで、なかなか徹底されていないというのが現実だと思います。その結果が、さきほど写真で出ておりましたものが混入していることだと思えるのですけれども、事故防止、啓発印刷物、どのようなインパクトというのですか、どのようなもので、住民に徹底できるのかという、その辺少しお聞きしたいなと思います。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

お答えさせていただきます。まずですね、今回の爆発の件につきましては、組合のほうでは4月28日にホームページ等で周知をさせていただいております。その後、6月に行いましたパッカー車の展開検査というのですけれども、中身、内容物をぶっちゃけて検査させていただいた結果、さきほど見ていただいたような結果でございましたので、今後、やはり内容のほうもいろいろ精査させていただきまして、いろんな媒体も使いまして、関係市町村さまとご相談をさせていただいて、今後も周知に努めて参りたいと思っております。以上お答えとさせていただきます。

議長（堀川和彦）

中川博議員。

13番議員（中川博）

ありがとうございます。わたくし、そこが大事だと思うのです。組合側の受入の部分では既に受けてしまっているということで、なかなか難しいと思います。そうなってきたら、やはり、出すほう、我々のほうで注意していかないといけないということで、一体となって、その辺の啓発をやらなければ、今回は被害が少なく済みましたけれども、前回のようにかなり大きな被害だと、お互いにかかなりの損失をこうむりますので、その辺やっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（堀川和彦）

ほかございませんか。

（質疑なし。）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号についての討論に入ります。

(討論なし。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

事務局長(西尾順治)

ただいま上程されました議案第4号、南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案書32頁をお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたくご提案申し上げます。

次に、その内容でございますが、第1に、契約の目的は南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事でございます。

第2に、契約の方法は随意契約によるものでございます。

第3に、契約金額は59億920万円でございます。

第4に、契約の相手方は大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長三野禎男でございます。

参考までに本工事の概要でございますが、第1清掃工場を長期に使用できるよう、施設の基幹的設備であります燃焼ガス冷却設備等機械設備工事一式、並びに付帯いたします土木建築工事一式を行うものでございます。

予定工期といたしまして、議決後の翌日から令和7年2月28日までを予定しております。

次に、契約までの経過でございます。まず、条件付一般競争入札に付しましたが、参加者が2者未満であったため入札を中止し、次に、指名競争入札に切り替え、入札に付しましたが、指名業者4者中3者が辞退届を提出され、参加者が2者未満であったため、この入札も中止いたしました。

なお、いずれの入札においても、日立造船株式会社が、入札参加意思を示されていたことより、日立造船株式会社から見積もりを徴したところ、適正な金額であったため、随意契約により本年7月12日に仮契約を締結しております。

以上でご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

中川博議員。

13番議員（中川博）

ありがとうございます。今回、第1清掃工場の基幹的設備改良工事ということなのですが、改良工事のなかには、二軸式破砕機、防爆装置等、このようなものは含まれているのですか。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

本工事に關しましては、焼却処理施設がメインとなっておりますので、粗大ごみ処理施設の設備は含まれておりません。以上でございます。

議長（堀川和彦）

中川博議員。

13番議員（中川博）

今回は入っていないということですか。わかりました。

議長（堀川和彦）

ほかにごございませんでしょうか。

（質疑なし）

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号についての討論に入ります。

（討論なし。）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結については、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

遠藤監査委員。

監査委員(遠藤忍)

ただいま上程されました監査報告第2号、例月出納検査の結果報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和3年度1月分から5月分及び令和4年度4月分から6月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、それぞれ出納検査を実施いたしましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(堀川和彦)

報告が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(質疑なし。)

質疑がないようでございますので、本件については終結いたします。

次に日程第11、認定第1号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川会計管理者。

事務局理事（浅川浩）

ただいま上程されました、認定第1号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、50頁以降でございます。なお、その内容の説明に入ります前に、令和3年度の組合におけます、ごみ・し尿の搬入状況及び処理経費などについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、ごみの搬入状況でございますが、令和3年度は第1清掃工場、第2清掃工場を合わせまして1年間に8万1,535トンの搬入、前年度に比べ3.16パーセントの減となっております。また、し尿の搬入状況でございますが、資源再生センターにおいて2万2,474キロリットルの搬入、前年度に比べ3.28パーセントの減となっております。

次に、処理経費でございますが、ごみ処理では、基幹的設備改良事業費等を含めました経費は28億2,519万8千円で、処理対象人口一人当たり負担額9,381円でございます。

また、し尿処理では、基幹的設備改良事業を含めました経費は11億648万円で、処理対象人口一人当たり5万8,780円でございます。

以上、令和3年度のごみ・し尿の搬入状況及び処理経費等でございます。

それでは、決算の内容につきまして、ご説明させていただきます。議案書56頁、57頁をお願いいたします。

決算書の歳入でございますが、款1. 分担金及び負担金から、款8. 組合債までの歳入科目となっております、それぞれの金額はご覧のとおりでございます。最下段、歳入合計でございますが、予算現額40億1,444万6千円に対しまして、調定額・収入済額とも40億7,345万9,430円、不納欠損額及び収入未済額ともございませんので、予算現額と収入済額との比較は5,901万3,430円でございます。

次に、58頁、59頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款1. 議会費から、款5. 予備費までの歳出科目となっており、金額はご覧のとおりでございます。

最下段、歳出合計の欄でございますが、予算現額40億1,444万6千円に対しまして、支出済額は39億3,167万7,553円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、いずれも8,276万8,447円となっております。

なお、58頁、欄外下、歳入歳出差引残額は1億4,178万1,877円でございます。

次に、詳細をご説明申し上げます。

60頁、61頁をお願いいたします。この頁から決算事項別明細書の歳入となります。

説明につきましては、前年度数値の記載はございませんが、前年度と比較をしながらご説明をさせていただきます。まず、表の上から、款1. 分担金及び負担金でございますが、右頁の表の左から3列目、収入済額の欄でございますが、18億8,099万2,775円で、前年度に比べ、記載はございませんが、3,029万428円の減、1.58パーセント減で、各市町村からご負担いただいたものでございます。

頁下のほうでございますが、款2. 使用料及び手数料では、右頁の収入済額、8,696万9,498円で、前年度に比べ24万9,579円の減、0.29パーセントの減でございます。行政財産使用料及び一般持込ごみ処理手数料でございます。

次の62頁、63頁をお願いいたします。表のやや上、款3. 国庫支出金の収入済額5億5,893万6,000円で、前年度に比べ2,409万1,000円の減、4.13パーセント減でございます。内訳といたしまして、ごみ処理事業の交付金の減、し尿処理事業の交付金の増となっております。

次に、款4. 財産収入でございますが、収入済額426万5,897円で、前年度に比べ41万5,836円の増、10.8パーセントの増でございます。

す。内訳といたしまして、基金利子による財産運用収入の減、廃材等の財産
売払収入の増となっております。

次に、表の下のほう、款 5. 繰入金でございますが、収入済額 2 億 2, 5
5 8 万 6 4 1 円で、前年度に比べ 4, 1 7 3 万 3, 5 9 7 円の増、2 2. 7
パーセント増でございます。内訳といたしまして、施設整備のための繰入金
の増、退職手当繰入金の減でございます。

次に、6 4 頁、6 5 頁をお願いいたします。表の中段やや上、款 6. 繰越
金ですが、収入済額 1 億 2, 3 1 9 万 6, 4 3 8 円で、前年度に比べ 4 0 1
万 9, 3 0 5 円の増、3. 3 7 パーセント増でございます。こちらは、前年
度の決算剰余金でございます。

次に、款 7. 諸収入でございますが、収入済額 3, 2 2 1 万 8, 1 8 1 円
で、前年度に比べ 1 億 5, 7 4 8 万 3, 1 8 1 円の減、8 3. 0 2 パーセン
ト減でございます。これは、主に、備考欄に記載しておりますが、市有物件
災害共済金、いわゆる火災爆発事故復旧更新に伴う保険金の減によるもので
ございます。

次に、款 8. 組合債でございますが、収入済額 1 1 億 6, 1 3 0 万円で、
前年度に比べ 2 億 3, 9 5 0 万円の増、2 5. 9 8 パーセント増ございま
す。内容といたしましては、備考欄に記載しておりますが、各施設の基幹的
設備改良事業債の増、残滓処理事業債及び事故復旧更新事業債の減となつた
ものでございます。

以上、最下段でございますが、歳入合計の収入済額は 4 0 億 7, 3 4 5 万
9, 4 3 0 円で、前年度に比べ 7, 3 5 5 万 4, 5 5 0 円の増 1. 8 4 パー
セント増となっております。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

6 6 頁、6 7 頁をお願いいたします。

まず、款 1. 議会費でございますが、右頁の左から 3 列目、支出済額でござ
いですが、2 3 0 万 3, 6 3 0 円で、記載はございませんが、前年度に比
べ 7 万 7, 4 7 1 円の減、3. 2 5 パーセント減となっております。

次に、款 2. 総務費の支出済額は、8,732万8,095円で、前年度に比べ2,706万3,817円の増、44.91パーセント増となっております。主な要因といたしましては、退職手当等の増によるものでございます。

次に68頁、69頁をお願いいたします。

表の下のほうでございしますが、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費の支出済額は27億3,620万6,118円で、前年度に比べ7億4,551万5,876円の減、21.4パーセント減となっております。内訳は、第1、第2清掃工場業務管理費の減、財産管理費において積立金の増、第2清掃工場基幹的設備改良事業費及び第1清掃工場火災爆発事故復旧更新事業費等の大幅な減でございします。

次に、頁飛びまして74頁、75頁をお願いいたします。

表の下のところでございしますが、項 2. し尿処理費では支出済額10億9,755万8,654円、前年度と比べ7億7,175万5,026円の増、236.88パーセント増で、内訳といたしまして、資源再生センター業務管理費、財産管理費の減と、資源再生センター基幹的設備改良事業費の大幅な増によるものでございます。

次に、頁飛びまして78頁、79頁をお願いいたします。

次に、款 7. 諸収入でございしますが、収入済額3,221万8,181円で。申し訳ございません。しばらくお待ちください。

恐れ入ります、款 8. 組合債でございしますが、収入済額11億6,130万円で、前年度に比べ2億3,950万円の増、25.98パーセント増でございします。内容といたしましては、備考欄に記載しておりますが、各施設の基幹的設備改良事業債の増、残滓処理事業債及び事故復旧更新事業債の減となったものでございします。

申し訳ございません。少し休憩をお願いできますでしょうか、議長。

議長（堀川和彦）

暫時休憩。

（午後 3 時 2 9 分 休憩）

（午後 3 時 3 0 分 再開）

議長（堀川和彦）

休憩前に引き続き会議を続けます。

浅川会計管理者。

事務局理事（浅川浩）

さきほどのところから引き続き、歳出の款 4. 公債費からご説明を申し上げます。

款 4. 公債費の支出済額は 8 2 8 万 1, 0 5 6 円で、前年度と比べ 1 7 4 万 3, 6 1 5 円の増、2 6. 6 7 パーセント増となっております。各施設の基幹的設備改良事業等の地方債借入による増でございます。

次に、款 5. 予備費の支出はございませんでした。

表の最下段でございますが、歳出合計の支出済額は 3 9 億 3, 1 6 7 万 7, 5 5 3 円で、前年度より 5, 4 9 6 万 9, 1 1 1 円の増、1. 4 2 パーセントの増でございます。

続きまして、8 1 頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 4 0 億 7, 3 4 5 万 9 千円、2. 歳出総額 3 9 億 3, 1 6 7 万 8 千円で、3 の歳入歳出差引額は 1 億 4, 1 7 8 万 1 千円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5. 実質収支額は歳入歳出差引額と同額の 1 億 4, 1 7 8 万 1 千円でございます。6 の実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

次に、8 2 頁、8 3 頁をお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物の決算年度中の増減はございませんでした。

84頁、85頁をお願いいたします。

また、2の物品でございますが、取得価格、又は評価額がおおむね10万円以上の物品につきましても、いずれも、ご覧のとおり決算年度中の増減はございませんでした。

86頁をお願いいたします。

3. 基金の状況といたしまして、表の右端、決算年度末現在高でございますが、施設整備積立基金のごみ処理では18億3,159万9,211円、次の施設整備積立基金のし尿処理では7億2,097万6,551円、また、その下、退職手当積立基金では4,831万2,818円となっております。基金の合計金額は、ご覧のとおりでございます。

次の87頁は主要な施策の成果でございますが、ごみ・し尿の処理状況から、施設運営の状況などを記載させていただいております。次の88頁以降には、第1表令和3年度決算状況、その下、第2表人口1人当たり性質別歳出負担額、次の頁、第3表は事業の概要になります。ご覧をいただきまして、ご説明は省略をさせていただきます。

以上、令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

引き続き、監査委員の意見を求めます。

遠藤監査委員。

監査委員（遠藤忍）

それでは、議案書51頁、52頁をお願いいたします。

監査委員を代表いたしまして、令和3年度南河内環境事業組合一般会計決算及び基金運用状況審査の意見を申し上げます。

本年6月8日から6月21日に決算審査を実施いたしましたところ、審査

に付されました令和3年度の一般会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び基金運用状況を示す書類等は、いずれも地方自治法及び関係法令に基づいて作成され、決算の計数も関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、事務的取り扱いにつきましても正確に処理し、証拠書類等も整備されております。よって、令和3年度の決算書類は適正に処理されていることを、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。歳入、歳出、一括して質疑をお受けいたします。

丹羽実議員。

4番議員（丹羽実）

歳出のほうで2つ要望がございます。歳出の68頁、69頁の款2. 総務費のなかの、目の5ですか、環境啓発費のなかに38万円ぐらいのリチウムイオン電池等危険物混入防止啓発印刷代金というのが入っていますよね、これはあのう、リチウムイオン電池の対象といえば、携帯電話、いまはスマホになっていて、かなり小さいものですがけれども、電動自転車の電池はけっこう大きいですよ。まさか、このリチウムイオン電池をどこかに捨てるということはないと思うのですけれども、いまリチウムイオン電池のそういう小さいものも、大きいものも含めてですけれども、本来、販売店で引き取ってもらうというのですか、不要になれば、というのが筋だと思うのですけれども、電動自転車がいらなくなれば、自転車はバッテリーをとれば普通の自転車ですので、粗大ごみのシールで出せたかなと思うのですけれども、外したバッテリーは各自治体の役所に電話をいれて、どこかに持って行ってくれとか、どんな回収になるのか聞けばいいということになっているのですかね。それが1つ質問です。2つ目は、頁の74頁、75頁、款、衛生費のなかの目、シール印刷等業務管理費ということで、ごみシールの印刷代金1,03

4万ですか、それと配布用の封筒ということで上がっているのですけれども、河内長野市で、ついこの間、議員選挙がございまして、普段より市民の方と話をする機会が多かったのですが、ごみのシールに関して、いま1人から2人の世帯の方で、半年で何枚、1年で何枚となっていますよね、その次は3人・4人ですかね、その次は5人・6人、とにかく世帯の2人ごとでランクが上がっていくというか、確かそういうふうになっていたと思うのですけれども、この配布の方法ですと年間通じてシールが余ってしまう世帯と、シールがいつも足りない世帯というのが出てくる、というふうに一般の市民の方には言われるのです。いろいろシールを節約して、ごみの量を少なくしているというところもあるわけなのですけれども、いま2人ごとの段階でやっているといるのですけれども、これをできたら、その世帯は3人であったら、3人世帯で、半年か1年でシールが何枚だとか、例えば5人から6人でひとくくりですけれども、5人だったら5人で1年か半年で何枚としたほうが、余る世帯といつも不足する世帯というのが、なくなるのではないかと、2人ごとというのを1人ごとに、段階を細かくするというふうにすれば、シールが余っても、期限が過ぎれば使えないですから、まあもったいない話ですし、そういうふうなことを市民のほうから提案されているのですけれども。これは、多段階化してほしいという要望なのですけれども、もしそんなふうになれば、ごみシール印刷代金とか、そういうのは、少し変化が、変化というか、安くなるとか、もう少し印刷代金高くなるとか、もし分かればですけれども、ちょっと、はじいてみないと分からないということがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。以上2点です。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

それでは、2点お答えさせていただきます。まず、1点目の自転車のリチ

ウムイオン電池というものにつきましては、基本は販売店のほうでということをお願いはさせていただいております。恐らく、小さいものにつきましては、市役所さん等、うちのほうでも回収はできるのですが、大きいものになりますと、箱に入りませんので、販売店のほうにお問い合わせいただきたいと考えております。あと、もう1点、2点目でございますが、シールのほうの話ですね、シールはですね、こちらシールの印刷に関しては、市町村の条例規則に基づきまして、規定されている事務でございます、事務の効率化のため、組合が市町村と協定を結んでということで、させていただいているのですが、わたくしどものほうでも、枚数等をお調べさせていただいたのですが、無料で配布されておられる団体さんのなかでは、うちのほうですね、30リットル袋を1枚のシールで出せるという制度もございますので、そちらのほうで出していただければ、ほかの市町村以上に出せる状態にはなるかと思えます。それでですね、若干、そういった不足がなくなっていくのではないかなと、思うのですが、あと逆に、多い人数のところというのも、家族人数が多くなれば、1人あたりのごみ排出量というのは、減って参りますので、ほかの団体で調べられた実績もございまして、そういった傾向がございまして、それに合わせて工夫をしていただければと、考えております。以上でございます。

議長（堀川和彦）

丹羽実議員。

4番議員（丹羽実）

はい。リチウムイオンバッテリーの件は了解しました。いずれにしても、自転車を、電動自転車を人からもらって、ちょっとこけて、この自転車どこで買ったのかという、それもちょっと分からずの場合、いずれにしても、いくらかでも料金を払って、その関係する自転車を売っている販売店に電話するしかないということなのですかね。

議長（堀川和彦）

西尾局長。

事務局長（西尾順治）

うちのほうでは、なかなかやはり、こういったものの処理というのは、危険なものですので、入れてしまうと火災につながるということで、処理は差し控えたいと思っております。

議長（堀川和彦）

丹羽実議員。

4番議員（丹羽実）

はい、リチウムイオンバッテリーは分かりました。スマホとかね、普通のものとはかなり大きさが違いますし、容量も違いますので、リチウム自身が希少金属でもありますので、きちんと再生をしてもらうところにはいかないともったいないというか、資源が。ごみシールの話なのですけれども、だいたい皆さん、2つずつ、つながってあって、それを1枚外したら30リットルの袋、小さい袋に使えるという、あまりでもそのような使い方で、あまり細かくしてられないから、わたくしが見る限りですけれども、なかなかなくて、それだったら世帯人数でしてくれたほうがいいな、ということを市民のなかから要望がありましたので、要望があるということだけはお伝えをさせていただきます。以上です。

議長（堀川和彦）

よろしいですか。ほかにございますか。

（質疑なし。）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは認定第1号について討論に入ります。

(討論なし。)

これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

認定第1号については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、認定することと決しました。

次に、日程第12、同意案第2号、南河内環境事業組合監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

つきましては、地方自治法第117条の規定によりまして、土井昭議員の退席を求めます。

(土井議員 議場より退席)

提案理由の説明を求めます。

吉村管理者。

管理者(吉村善美)

ただいま上程されました同意案第2号、南河内環境事業組合監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由のご説明

を申し上げます。議案書 9 2 頁をお願いいたします。

本組合議会選出の監査委員、藤浦稔氏より、一身上の都合により辞職願が提出をされました。

藤浦氏のこれまでのご尽力に対しまして深く感謝を申し上げます。

つきましては、その後任といたしまして、人格・識見とも優れ、行政の各分野にわたり豊かな見識をお持ちの河内長野市議会選出の土井昭氏を適任と認め、監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

土井氏のご住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀川和彦）

説明が終わりました。お諮りいたします。

同意案第 2 号については、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

土井昭議員の入場を求めます。

（土井議員、入場、着席）

それでは、これまでご苦勞をお掛けいたしました前監査委員の藤浦稔氏より、退任のごあいさつをいただきます。

藤浦稔議員。

1 4 番 議 員（藤 浦 稔）

退任にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方のご賛同によりまして、短い間ではございましたが、監査委員を務めさせていただき、大過なく職責を全うすることができました。これもひとえに議員の皆様方並びに理事者、事務局の皆様方のご支援の賜物と深く感謝いたしております。

今後も、組合のご発展と、皆様方のご活躍を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（堀 川 和 彦）

藤浦前監査委員におかれましては、本当にご苦労さまでございました。

続きまして、新監査委員よりごあいさつをいただきます。

土井昭監査委員。

5 番 議 員（土 井 昭）

就任にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、皆様方にご同意をいただき、監査委員に就任させていただきました土井昭でございます。

本組合の発展のために、監査委員の職務を全うするよう鋭意努力いたしますので、議員の皆様方には、一層のご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、就任にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（堀 川 和 彦）

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、閉会を前に、管理者よりごあいさつをいただきます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

それでは、定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、令和3年度決算をはじめご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議のうえ、いずれも原案のとおりご賛同いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合では、施設の延命化に、現在取り組ませていただいております、令和3年度には第2清掃工場、資源再生センターにおきまして、基幹的設備改良事業を完成させたところで、今年度からは、第1清掃工場におきましても、引き続き、取り組むところをごさいます、理事者、職員が一丸となつて、安全・安心・安定した施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様方には、今後とも、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（堀川和彦）

ありがとうございました。

閉会にあたり、私からも一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、皆様方のご協力をもちまして無事定例会を終えることができましたことに感謝申し上げます。今後も、円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えてございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

それでは、これをもちまして、令和4年第2回南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。ご苦勞様でした。

（閉会 午後3時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 堀川 和彦

副 議 長 山田 強

議 員 松井 康祐

議 員 南方 泉